



「日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」



日高市では、一人一人がお互いの人権を尊重し、誰もが自分らしく生き生きと生活できる社会の実現を目指して、「日高市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を令和4年1月1日から開始しました。

❁「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とは❁

パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力しあって生活を共にすると約束した、一方または双方が性的少数者である二人が、市長に対してパートナーであることを宣誓し、市が宣誓書受領書や宣誓書受領カードを交付する制度です。また、ファミリーシップ宣誓制度により、パートナーシップの宣誓をする方に子ども等がいる場合、家族の関係にあることを併せて宣誓することができます。

❁ 宣誓の要件 ❁

1. パートナーシップの宣誓を行うとき

- (1) 一方又は双方が性的少数者であること
- (2) 成年に達していること
- (3) 双方が日高市民であること
※3カ月以内の転入予定も含まれます
- (4) 配偶者がいないこと
- (5) 他の方とパートナーシップにないこと
- (6) お互いが近親者でないこと

2. ファミリーシップの宣誓を行うとき

- (1) パートナーシップにある方の一方
又は双方の子（実子又は養子）を含めた
近親者であること
- (2) パートナーシップにある方の一方
又は双方がファミリーシップ対象の方と
生計が同一であること
※上記要件に合致するか不明な場合は、個別
にご相談ください。

❁ 宣誓に必要な書類 ❁

- ・ 婚姻をしていないことが確認できる書類（戸籍謄本、独身証明書など）
- ・ 本人確認書類（マイナンバーカード、パスポート、運転免許証など）
- ・ 子ども等との関係および生計が同一であることが確認できる書類（ファミリーシップ宣誓の場合）



✿ 手続きの流れ ✿

① 宣誓日時の予約

宣誓を希望する日の7日前までに下記連絡先にご予約ください。
宣誓の日時・場所の調整と必要書類の確認を行います。

② 宣誓

予約した日時に、必要書類をお持ちのうえ、お二人そろってお越しください。本人確認を行い、市職員立ち合いのもとで宣誓書を記入します。
プライバシー保護のため、個室で対応します。

③ 宣誓書受領書、受領カードの交付

後日、宣誓書受領書（A4サイズ）を一部、受領カードをお二人それぞれに一部ずつお渡しします。ご希望があれば、ファミリーシップ対象の方にも受領カードをお渡しします。

市民・事業所のみなさまへのお願い

この制度は、相続など法律上の効果が生じるものではありませんが、宣誓した二人がパートナーまたは家族として扱われ、安心して生き生きと暮らせる社会を作ることを目的に施行するものです。

また、この制度が性的少数者の方々の困難を軽減し、性の多様性への理解が進む一助となることを期待するものでもあります。みなさまのご理解、ご協力をお願いします。

なお、この制度を利用する方の性の在り方（性自認や性的指向等）や本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いします。

予約・お問い合わせ先

日高市役所 総務部 総務課 人権推進・市民活動担当

TEL 042-989-2111 (内線 2235)

Mail link@city.hidaka.lg.jp



詳しくは日高市ホームページを
ご覧ください